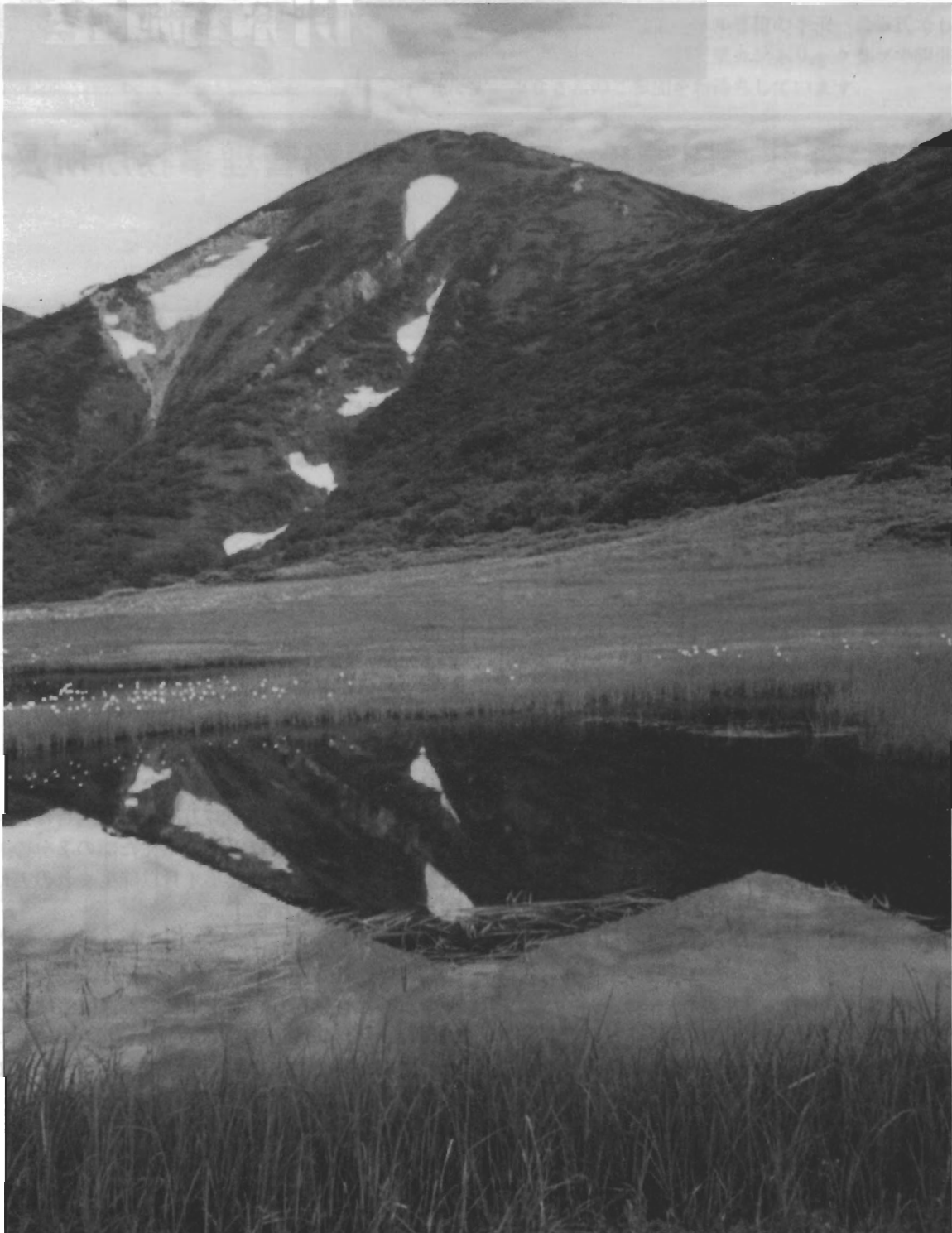


東京都社会保険労務士会 会報

千代田・中央支部

事務局 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-13-1 旺巧ビル
柏木労務管理事務所内 ☎03(3295)4651 発行人 柏木弘文



妙高高原 火打山

吉瀬君江会員撮影



年金と失業給付等との 併給調整



講師：森萩 忠義氏 森萩経営労務管理事務所所長

日時：平成13年6月14日

場所：財団法人 総評会館

昭和13年4月2日以降に生まれた方は、雇用保険の失業給付と老齢厚生年金の両方をもらうことができず、どちらか選ばなければならないのはみなさんもお存じのとおりですが、ではどちらを選べばより有利なのかという質問も当然出てくるわけです。そこで今回は、この点に関して森萩氏に講演していただきました。

1

年金について

60歳台前半の老齢厚生年金、すなわち特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢(原則60歳)については、平成6年の法改正により定額部分の支給開始年齢を、昭和16年4月1日以前に生まれた人を60歳支給とし、それ以降段階的に支給開始年齢を1歳ずつ引き上げることになりました。したがって昭和22年4月2日以降昭和24年4月1日までの人が64歳支給となり、それ以降に生まれた人は65歳支給となります。(女性は5年遅れ)

また、平成12年の法改正で、昭和28年4月2日以降に生まれた人の、報酬比例部分の段階的な支給開始年齢の引き上げも決まりました。

在職老齢年金については、

【65歳未満の場合、①在職中は年金月額(加給年金額を除いた年金額÷12)の2割を支給停止する②標準報酬月額と

基本月額(年金月額×80%)の合算額に応じてさらに、年金が支給停止される③在職老齢年金が受給できる場合は、加給年金も全額支給される。

65歳以上の場合(平成14年4月実施)、①昭和12年4月2日以降生まれの人が、その対象者となる②標準報酬月額と年金月額の合算額が37万円以下の場合は全額支給③37万円を超えた場合は、その超えた額の2分の1の額が支給停止される④平成16年4月以降生まれの人は37万円が48万円に改定される。】

となります。

例えば、Aさん(昭和17年4月21日生まれ)が、昭和40年からB社に勤務し、厚生年金の被保険者期間37年(444ヵ月)、平均標準報酬月額は42万円、現在賃金額は48万円だった場合を想定しますと、平成14年4月20日で満60歳になりますので、3月末で定年退職していれば、報酬比例部分の約144万円が支給対象になります。定額部分の約84万円は61歳からの支給対象になります。

Aさんが、定年退職後も再雇用(賃金月額24万円)とさ

れた場合は、在職老齢年金として61歳までは3万8千円、61歳から65歳までは96,802円が受給月額となります。したがってAさんは、60歳から61歳の間は再雇用による賃金月額24万円+3万8千円=27万8千円となり、定年退職前の賃金額48万円の約58%相当になります。61歳から65歳の間は、24万円+約9万6千円=33万6千円となり、約70%相当額になります。

②

雇用保険について

雇用保険の失業給付(基本手当)については、平成13年4月より所定給付日数が改定されました。

①定年退職や自己都合による離職の場合、被保険者期間が5年未満の人は90日、5年以上10年未満の人は120日、10年以上20年未満の人は150日、20年以上の人は180日となります。

②倒産・解雇等により離職した場合、年齢45歳以上60歳未満の人は、1年未満は90日、1年以上5年未満は180日、5年以上10年未満は240日、10年以上20年未満は270日、20年以上は330日となります。

年齢60歳以上65歳未満の人は、1年未満は90日、1年以上5年未満は150日、5年以上10年未満は180日、10年以上20年未満は210日、20年以上は240日となります。

基本手当の給付日額の支給率についても、45歳以上60歳未満の場合、賃金日額が4,230円から10,230円で80%から60%、それ以上は60%(上限10,650円)に改定されました。(賃金日額は、平成13年8月1日で改定されています)

以上のような年金と雇用保険失業給付の現状をふまえ、次に併給調整の条件を整理してみます。

③

併給調整の条件について

①平成10年4月1日以降に受給権の生じた年金と、失業給付の基本手当は併給調整される。

②住所地を管轄するハローワークに求職の申し込みをした場合は、失業給付の基本手当を支給し、この間は年金を支給停止する。

③年金の支給停止期間は、住所地を管轄するハローワークに求職の申し込みをした日の属する月の翌月から、基本手当の受給期間または所定給付日数の満了した日の属する月(調整対象期間という)までとする。

④調整対象期間中に、基本手当を1日も支給されない月がある場合は、その月の年金は支給される。

⑤調整対象期間満了後に、次の計算式で支給停止解除月を算出し、1以上の場合は、それに相当する月数の支

給停止が解除され、直近の年金停止分から順次さかのぼって年金を支給する。

計 算 式

支給停止解除月=年金停止月数-基本手当

の支給対象となった日数÷30日

④

選択の重要性について

以上のように、年金と失業給付が併給されない中で、60歳定年退職する人は、年金か失業給付か有利な方を選択することになります。

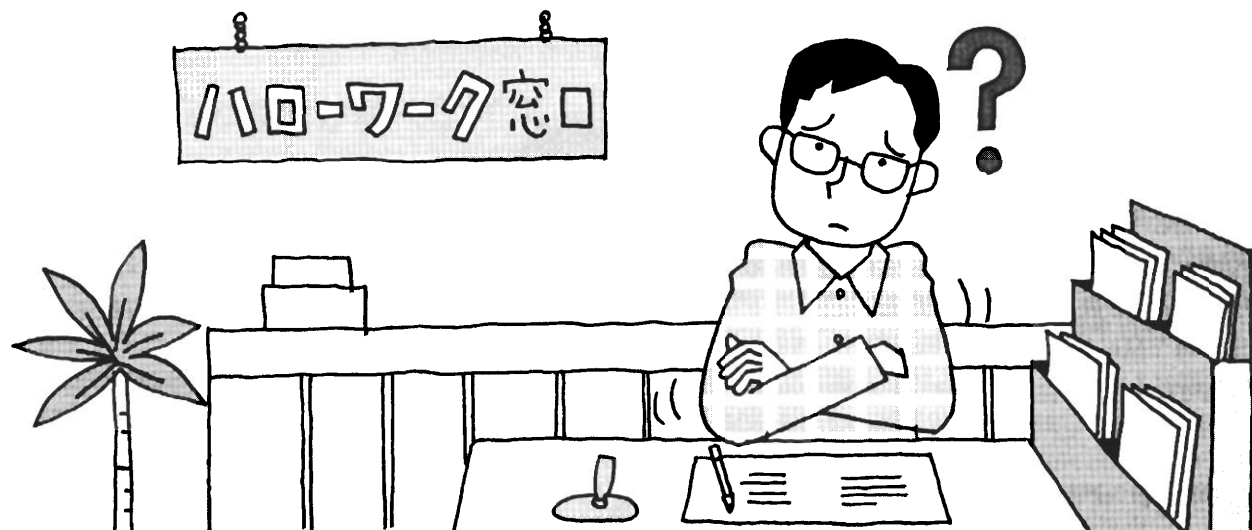
先ほど例にしたAさんの場合は、定年退職後失業給付を受ける場合は、所定給付日数が180日分で受給総額は144万円になります。60歳から61歳まで1年間の年金受給額も144万円でしたから、約半年間失業給付を受けて、その後に年金を受給する方が有利であることはいうまでもありません。しかし、定年後も働いて賃金を得ながら年金を受給するという選択肢もあります。したがって、選択の基準は、①受給額による選択②年金は課税対象だが基本手当は非課税であることの考慮③定年退職後のライフスタイル——ということになります。

定年後のライフスタイルには、「働くことの意味と働き方」すなわち①自分の能力の活用②生きがい③自分の心身の健康④社会とのかかわり——が重要になります。同時に、「自分や妻のやりたいこと」との関係も考慮されなければなりません。いずれにしましても、この問題は会社任せにするのではなく、自分のこととして十分理解し、自らが選択していくことが重要です。したがって会社も、その点を社員に啓蒙することが問われることは言うまでもありません。



新様式の離職証明書の問題点

副支部長 渡 邊 和 洋



改正雇用保険法が施行されてから半年が経過しました。支部会員の皆様には、新様式A3版の離職証明書の取り扱いには、慣れてきたものと思いますが、ハローワークの窓口では今でも記載もれや、確認資料の不備が散見されます。

再確認にはなりますが、窓口での指摘事項を3点ほど説明します。

離職証明書⑩欄(事業主が記載した離職理由に対する離職者本人の判断欄)が**空欄**の場合には、離職証明書は受理されません。

本人の確認が得られない場合には、その理由を付記して、必ず事業主印(登録印)を押印してください。この離職者本人に代わっての押印は、届出主体である事業主が行うものですので、社会保険労務士による代判は認められません。

なお、⑩欄は退職理由について労使間の合意を期待して設けられたものですので、安易に事業主の代判で済ませる事が無いよう留意してください。因みに、この⑩欄に本人の署名または記名押印があるのは施行日以降の離職で4割程度とのことです。

暫定離職証明書(従来のB4版離職証明書とA4版離職理由欄用の併用)の**使用**については、2枚に別れているため事務処理に時間がかかることと、片方のみ紛失する等のおそれがあるため、できるだけ新様式の離職証明書を使用して欲しいとのことです。

なお、ハローワークによっては、在庫があるうちは暫定様式でというところもあり、柔軟に対応して頂ければ幸いです。

離職理由を確認できる客観的資料について、⑩欄に本人の署名があれば、客観的確認資料は必要ないと

理解している社会保険労務士が一部に見受けられるとのことです。

しかし、受給資格者に該当するか、あるいは特定受給資格者に該当するかの判定は、管轄公共職業安定所において、事業主が主張する離職理由と離職者が主張する離職理由の両方を把握した上で、それぞれの主張を確認できる客観的資料により、事実確認を行った上で判定されるため、事業主と離職者との間で離職理由に異議が無い場合であっても、最終判断は客観的資料により行うため、離職理由の事実確認を省略できるという訳ではありません。

客観的確認資料の提示が難しい場合もありますが、少なくとも離職日と離職理由が記載された労働者名簿の提示は必要でしょう。

もう1つの関心事は、雇用開発関係の助成金の支給要件と特定受給資格者との関係ではないでしょうか。

特定求職者雇用開発助成金の支給要件に、対象労働者の雇い入れ日の前後6カ月間に喪失原因3(事業主の都合による離職)の離職者がいないこととあるのは、ご案内の通りですが、この他に当該期間の離職者の内、特定受給資格者が対象労働者の雇い入れ日の被保険者数の6%を超え、かつ3名を超える場合は助成金は支給されなくなります。

なお、特定受給資格者であっても離職区分が1B(災害等による解雇)、3B(事業所の移転による離職、契約期間満了で最終契約であることが明らかであるが本人が更新を希望している場合)については、上記の計算には含まれません。詳細についてはリーフレットが配布されますのでご確認ください。

平成
13年度

今年も算定相談コーナーを開設しました

本年度も各社会保険事務所で相談コーナーを開設しました。

今年も盛況だったようで、算定基礎届に関する指導業務や相談に協力された方々にご苦勞様でした。実施結果は、以下のようになっております。

期間 平成13年8月1日～8月10日

地区 麴町・神田・日本橋・京橋

延動員者数 63名

延日数 64日

指導・相談事業所数 1186

担当会員名

麴町社会保険事務所

齋藤 誠、清野ヒロミ、堀 雅美、鎌井恵美子、
中野 宏子、横山 玲子、小林 幸雄、酒井 典子、
村井 悦子、桑原 良治、國岡 喜久、加藤 恒男、
戸室 康廣、寺田 晃、半沢 公一、垣田 幸二

神田社会保険事務所

相馬 誠一、今井 浩爾、大口 善郎、吉田 信義、
杉坂恵美子、増田 端恵、牧野 武夫、細川 宏美、
松田 研二、菊地 和子、柏木 弘文、小室 文菜、
石原 健三、檜山 克巳、仲野 三郎

日本橋社会保険事務所

吉瀬 君江、玉田 壤三、真許 隆弘、松前 章代、
勝本 京子、石上 均、宮永 泉、山崎 雅也、
原田 利雄、原田 幸治、吉本伸太郎、石山 幸子、
関口 武、上野 雄三、佐々木俊世、鈴木 義一

京橋社会保険事務所

渡邊 和洋、稲葉 正義、岡西日出夫、府川 芳枝、
高橋 早苗、高山加代子、木曾美恵子、赤松ハルミ、
富田 秀子、辻元 均、府川 洋輔、松林 清雄、
飛澤 孝治、藤波 要子、石井 清隆、小野 菊枝

社会保険事務所長より 感謝状が贈呈されました

算定相談コーナーに協力された会員の方々には、社会保険事務所長より感謝状が贈呈されました。

麴町社会保険事務所 平成13年9月27日(木)

國岡 喜久、堀 雅美

神田社会保険事務所 平成13年9月20日(木)

小室 文菜、牧野 武夫

日本橋社会保険事務所 平成13年9月28日(金)

佐々木 俊世

京橋社会保険事務所 平成13年9月13日(木)

府川 芳枝

労働保険指導員に 感謝状が贈呈されました

平成13年10月2日(火)、中央労働基準監督署長より労働保険指導員に署長感謝状が贈呈され、また局長感謝状の紹介がありました。

局長感謝状(20年)

山崎 雅也(日本橋地区)

局長感謝状(10年)

清野ヒロミ(神田地区)

勝本 京子(日本橋地区)

署長感謝状(3年)

角田 昇(麴町地区)

西村 道子(麴町地区)

小室 豊(麴町地区)

今井 浩爾(神田地区)

仲野 三郎(神田地区)

檜山 克己(神田地区)

細川 宏美(神田地区)

小川 達美(京橋地区)

篠原 兼敏(京橋地区)

厚生労働省の「紛争調整」委員 に相馬誠一氏が委嘱される

平成13年10月1日からスタートする、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」の委員会委員に、当支部の相馬 誠一氏(神田地区)が厚生労働大臣より委嘱されました。また、台東支部の伊東 利子氏も同様に委嘱されています。



流行の拡大が続くエイズ

厚生労働省のエイズ動向委員会はこのほど「平成12年エイズ発生動向年報」をまとめました。この年報は2ヵ月ごとに開催されるエイズ動向委員会で、各都道府県から上がってきた報告を12年の1年間でまとめたものです。

12年のHIV感染者報告数は462件で、過去最高を記録した前年と比較するとやや減少しましたが、過去2番目の高い数値を記録しました。AIDS患者報告数は327件と平成11年度に引き続き増加しました。これにより、日本の累積報告件数(凝固因子製剤による感染例は除く)はHIV感染者3905件、AIDS患者1913件となりました。

今回のまとめでは、性的接触による感染が84%、(異性間37%、同性間47%)と大半を占めたことと、日本国籍のHIV感染者の80%およびAIDS患者の73%が国内感染であることから、国内での性的接触を感染経路とした流行拡大が依然続いていることがわかり、同委員会では性感染防止の積極的な対策を進めることにしました。また、関東、甲信越ブロックに加え、近畿ブロックでの報告数が増加していることなどから、地域の状況に応じた機敏な対策の展開が必要との見解を示しました。

出生数が増加

厚生労働省の人口動態統計によると、昨年1年間の国内の出生数は約119万1千人で、過去最低だった前年を約1万3千人上回り、2年ぶりに増加したことがわかりました。

出生数は1970年代後半から減少傾向を続けており、最近では社会問題にまで発展しているのはご存知のとおりです。

今回の出生数の持ち直しについて厚生労働省では「少子化傾向はまだまだ続いており、回復とまでは言えない」としています。出産した母親を年代別に見てみると20代の出産は前年比で約1万人減の約63万2千人だったのに対し、30代の出産は約2万人増の約52万3千人と、晩婚による出産年齢の高齢化が裏付けられました。初めて出産した人の平均年齢もじわじわと上がっており、1989年には27歳だったのが2000年で28歳となりました。

また、婚姻数に関しては前年を約3万6千組上回る約79万8千組が生まれており、2000年の「ミレニアム婚」効果が見られました。

反面、離婚件数も約1万4千組増の約26万4千組と9年連続で最高記録を更新しています。



安全神話崩れ、防犯グッズが売れ行き好調

日本が先進国でもっとも安全な国と言われていたのも昔の話。空き巣や強盗、子供に対する誘拐や殺人事件などがあつたまま。このような社会情勢を反映してか、人々の間では防犯意識が向上し、防犯グッズやセキュリティー市場が好調です。

かつてはホームセキュリティーサービスの利用者は一部の富裕層に限られていたものですが、最大手のセコムでは受注件数が前年比20%以上も増加したとのこと。

また、カギをこじ開けて進入するピッキング犯罪の増加により、外国製の2~3万円もするシリンダー錠も売れ行きを伸ばしており、一方で本物そっくりだが撮影しない監視カメラや実際にカギが無いカギ穴、人影を作る空気人形などの低価格な「なんちゃって防犯グッズ」とあわせてセキュリティーグッズで1コーナーを設けている販売店も少なくありません。

プリペイド式や相手先の番号限定の携帯電話も、使い過ぎを防ぎつつ子供の安全に配慮できると人気で、身は守りたいがあまりお金はかけられない、庶民のニーズに応えていると言えるでしょう。



医療ソーシャルワーカー

社会福祉の分野で専門職に従事する人をソーシャルワーカーと呼びますが、そのうち医療、福祉の分野で活躍する人のことを言います。

主に病院、保健所に従事しており、その職務は患者が治療に専念できるように環境を整えることです。

より具体的に言うと、[病気となった原因や病気・治療に関する不安の医師への伝達]、[医療費の支払いや控除への援助]、[病気による失業や離縁といった社会問題解決への援助]、[治療の妨げとなっている医療スタッフや他の患者との人間関係の調整]、[職業の斡旋]など多岐に渡り、社会復帰の支援を行います。

初めて当支部の会員が 1000名を超えました

(8月1日現在)

	開 業 勤 務 計		
麴 町	85名	282名	367名
神 田	96名	146名	242名
日本橋	49名	144名	193名
京 橋	70名	144名	214名
計	300名	716名	1016名

千代田・中央支部ゴルフ大会結果

平成13年 8 月 31 日

千葉カントリークラブ・野田コース

参加：11名

1 位：味園 公一

2 位：半沢 公一

3 位：富田 秀子

ゴルフ大会当日は、あいにくどしゃぶりの雨でした。それでも様子を見てはじめたところ、午後にはすっかり上がっていました。この日のベストグロスはトータル2位の半沢 公一氏でした。

次回は来年3月29日(金)に千葉カントリークラブで開催する予定です。みなさんのご参加をお待ちしています。

新入会員を紹介します

入会年月日	氏 名	地 区	形 態
H13.4.1	高橋 秀行	麴 町	勤務
H13.5.1	村井 悦子	麴 町	開業
H13.5.1	山田奈美枝	麴 町	開業
H13.5.1	久徳 彬	神 田	開業
H13.5.1	鈴木 精次	日本橋	開業
H13.5.1	土屋 秀次	京 橋	開業
H13.5.1	大澤 奈美	麴 町	勤務
H13.5.1	小林 明子	麴 町	勤務
H13.5.1	高橋 和雄	麴 町	勤務
H13.5.1	高野 美佳	麴 町	勤務
H13.5.1	平田 亘	麴 町	勤務
H13.5.1	松浦 友尚	麴 町	勤務
H13.5.1	水戸 辰彦	麴 町	勤務
H13.5.1	山崎 淳一	麴 町	勤務
H13.5.1	森本 茂樹	神 田	勤務
H13.5.1	押山 幸代	日本橋	勤務
H13.5.1	中谷 秀樹	日本橋	勤務
H13.5.7	青木 健吾	京 橋	開業
H13.5.9	中村 孝男	京 橋	開業
H13.5.29	下園 敏孝	京 橋	勤務

入会年月日	氏 名	地 区	形 態
H13.5.31	木戸 隆之	京 橋	勤務
H13.6.1	飯島三木雄	麴 町	開業
H13.6.1	江原のぶ子	麴 町	開業
H13.6.1	森上 一二	日本橋	開業
H13.6.1	太田 綾子	京 橋	開業
H13.6.1	近藤 美幸	麴 町	勤務
H13.6.1	森本 正雄	麴 町	勤務
H13.6.1	桐谷 太郎	日本橋	勤務
H13.6.1	望月 博	日本橋	勤務
H13.6.15	宮嶋 邦彦	日本橋	開業
H13.6.30	木村 好伸	京 橋	勤務
H13.7.1	山王 義弘	京 橋	開業
H13.7.1	小野 猛	麴 町	勤務
H13.7.1	加老戸孝之	麴 町	勤務
H13.7.1	八谷 由架	日本橋	勤務
H13.7.1	山本 雅弘	日本橋	勤務
H13.7.1	綾部 元春	京 橋	勤務
H13.7.16	阿部 淳子	麴 町	勤務
H13.7.24	奥田美奈子	麴 町	勤務
H13.7.24	星野かおり	神 田	勤務

支部会長をお引き受けしてから、半年が過ぎようとしている。

この間、2つの選挙があった。東京都議会議員選挙(投票日6月24日)と参議院議員選挙(投票日7月29日)である。

選挙期間中の活動については、幹事の方々を中心にご協力を頂いた。紙面を借りて感謝申し上げる。

選挙結果についていえば、都議会議員については東京都社会保険労務士政治連盟(東社労政連)および同千代田・中央支部が推薦した千代田区の内田茂氏(自民党)、中央区の立石晴康氏(自民党)がそれぞれ再選された。

参議院議員選挙については、比例区と選挙区の2つに分かれるが、東京選挙区(定員4名)では東社労政連が推薦した自民党、民社党、公明党、共産党の4候補が全員当選を果たした。

参議院議員選挙の結果は、小泉総理大臣の圧倒的な人気により与党の勝利となったが、政治連盟は前述のように特定の政党候補者を支援している訳ではありません。

社会保険労務士法は、議員提案により制定された法律のため、その後の法改正も前回の第5次法改正を除けば、議員提案により改正されてきた。

前回の法改正は、国が行ってきた社会保険労務士試験の実施事務を全国社会保険労務士会連合会に委託することを主たる目的とした法改正であったため、政府提案で国会に上程されたが、我々社会保険労務士が望む改正内容の場合に政府提案で行われることは、まずあり得ないことだろう。

現在連合会が進めている第6次法改正に向けての作業段階での感触では、政府が法改正の提案者になって我々の要求を実現させることはなさそうで、議員提案でゆくことになるようだ。

議員提案の場合は、委員会において全会一致で賛成が得られなければ、本会議に上程されることは無く、廃案にならざるを得ない。

そのため、一党一派に偏ることなく社会保険労務士制度についてより深い理解を得られるよう、不断的な努力を積み重ねてゆく必要がある。



表紙写真を募集いたします

本誌支部会報の表紙を飾る、写真を募集しています。ふらっでご応募ください。

採用された方にはお礼を差し上げています。

題 材: 自由(モノクロ・またはカラー。但しカラーの場合でもモノクロとして使用することがあります)

期 切: 平成13年11月15日(木)

注意事項: 印刷物などは画像が荒くなりますので、できれば写真をお送りください。また、デジタルカメラで撮ったものも、プリントアウトしたものより、下記のアドレスまでデータをお送りいただいたほうがきれいに印刷できます。

送 付 先: (株)法研 営業部 営業4課 野口宛
(〒104-8104 中央区銀座1-10-1)
e-mail: t.noguchi@sociohealth.co.jp

あ と が き

7月は記録的な猛暑の中参議院戦が行われ、構造改革を掲げる自民党が圧勝しました。8月一転して秋を思わせる日が続き、そして9月、失業率は5%を突破し、株価は1万円割れ。「喉元過ぎれば熱さを忘れる」という日本人。小泉さんと「心中」するならいいですが、国民の皆様「死に損なうと痛い」そうですよ。

【K・O】